

魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日
告示第101号

(趣旨)

第1条 市長は、介護人材の確保を図るため、夜勤対応を行う介護職員に独自に夜勤手当を増額する魚沼市内の指定介護保険事業所及び入院機能を持つ病院を開設する法人並びに養護老人ホームを運営する法人(以下「法人」という。)に対し、予算の範囲内において、経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所施設等 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び医療法(昭和23年法律第205号)の規定により開設を許可された病院並びに魚沼市養護老人ホーム条例(平成16年魚沼市条例第90号)に規定する養護老人ホームをいう。
- (2) 夜勤 午後10時から翌日午前5時までの7時間の時間帯における勤務(当該時間帯における途中まで又は途中からの勤務を含む。)をいう。
- (3) 夜勤対応者 夜勤に当たる介護職員(管理者等他の職務の兼務者を含み、宿直員等現場の介護に関わらない職員は除く。)をいう。
- (4) 夜勤手当 法人が給与に関する規程に定める手当であつて、夜勤対応者に対し支給するもの(介護業務に対するものに限る。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に入所施設等を開設又は運営する法人
- (2) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号又は第2号に該当しない者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) その他市長が適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、法人が入所施設等の夜勤対応者に対し支払う夜勤手当のうち、初

めて補助金交付を受ける年度の前年度末の夜勤手当の額から増額した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度に本補助金要綱により補助金の交付を受けた法人にあっては、前年度末の夜勤手当の額と同額以上を支給するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に対し、法人が夜勤対応者に支払う増額分の手当の額とする。ただし、夜勤対応者1人につき1時間当たり500円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、申請年度の5月31日までに、介護人材夜勤手当支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 夜勤手当の金額を定めている給与規程等で夜勤手当の増額前のもの
- (2) 夜勤手当の金額を定めている給与規程等で夜勤手当の増額後のもの
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、申請者に対し、介護人材夜勤手当支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助交付決定者」という。)は、当該交付決定に係る申請を取り下げの場合は、介護人材夜勤手当支援事業補助金申請取下書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助交付決定者は、補助対象事業の全部若しくは一部を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ介護人材夜勤手当支援事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、介護人材夜勤手当支援事業変更等承認書(様式第5号)により補助交付決定者に通知するものとする。

(請求申請)

第10条 補助交付決定者は、申請年度の4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの夜勤手当について、介護人材夜勤手当支援事業補助金請求申請書(様式第6号)に夜勤対応者状況確認書(別紙1)を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請により請求できる期間は、各期ごとの最後に勤務をした日から30日以内とする。

(精算申請及び実績報告)

第11条 補助交付決定者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに介護人材夜勤手当支援事業補助金精算申請兼実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 申請年度の1月から3月までの夜勤手当については、前項の申請に前条第1項に定める夜勤対応者状況確認書を添付し、実績報告として請求するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、介護人材夜勤手当支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、法令又はこの要綱の規定に基づく命令若しくは補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、介護人材夜勤手当支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

介護人材夜勤手当支援事業補助金交付申請書

魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助金の算出根拠
1日当たりの夜勤人数 人
1時間当たりの増額した夜勤手当額 円
年間の夜勤日数 日
- 3 補助金の算出根拠となる期間 年 月から 年 月まで

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長



介護人材夜勤手当支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり(交付すること・交付しないこと)に決定したので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 補助対象経費 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

介護人材夜勤手当支援事業補助金申請取下書

年 月 日付けで申請した(第 号で交付決定のあった)魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の取下書を提出します。

記

1 取下理由

2 申請額(又は交付決定額) 円

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

介護人材夜勤手当支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった魚沼市介護人材夜勤手当
支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、魚沼市介護人材夜勤手当支援事
業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金の変更額

変更前 円

変更後 円

4 変更の年月日 年 月 日

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

名 称

代表者

様

魚沼市長



介護人材夜勤手当支援事業変更等承認書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

(1) 変更に伴う事業の内容

(2) 変更に伴う交付決定の額

変更前 円

変更後 円

2 交付条件

(1) 補助対象事業の内容又は計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者 ⑩
電話番号

介護人材夜勤手当支援事業補助金請求申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定(変更等承認)のあった魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金請求額 円
- 2 補助金請求根拠 夜勤対応者状況確認書(別紙1)
- 3 補助金請求期間 年 月分から 年 月分まで

4 振込先口座

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協)		(本店・支店・支所)	
ふりがな 口座名義	口座 番号	普 通 当 座	No.	

- 5 添付書類 補助金請求期間各月の夜勤対応者状況確認書(別紙1)

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者 ⑩
電話番号

介護人材夜勤手当支援事業補助金精算申請兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定(変更等承認)のあった魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金実績額 円
- 2 上記1のうち1月から3月までの補助金の精算額 円
- 3 夜勤手当増額期間 年 月から 年 月まで

4 振込先口座

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協)		(本店・支店・支所)	
ふりがな 口座名義	口座 番号	普 通 当 座	No.	

- 5 添付書類 1月から3月までの夜勤対応者状況確認書(別紙1)

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長



介護人材夜勤手当支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額 | 円 |

様式第9号(第13条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長



介護人材夜勤手当支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金について、下記のとおり取消しすることに決定したので、魚沼市介護人材夜勤手当支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取消金額

円

夜勤対応者状況確認書

法人名 _____

補助金交付申請額	円
時間当たりの補助額(上限500円)	円

補助金交付申請額の内訳

サービスの種類	事業所名	基準上の夜勤 対応者人数	夜勤時間帯(午後10時～翌日5時)の勤務時間・人数				申請期間内 の勤務日数
			(10:00～ :)	(: ~5:00)			
介護老人福祉施設 <small>(短期入所生活介護を併設する場合は含んだ人数を記載する)</small>		人以上	時間	人	時間	人	日
		人以上	時間	人	時間	人	日
		人以上	時間	人	時間	人	日
		人以上	時間	人	時間	人	日
介護老人保健施設		人以上	時間	人	時間	人	日
短期入所生活介護		人以上	時間	人	時間	人	日
小規模多機能型居宅介護		人以上	時間	人	時間	人	日
		人以上	時間	人	時間	人	日
		人以上	時間	人	時間	人	日
看護小規模多機能型居宅介護		人以上	時間	人	時間	人	日
認知症対応型共同生活介護		人以上	時間	人	時間	人	日
特定施設入所者生活介護		人以上	時間	人	時間	人	日
地域密着型介護老人福祉施設		人以上	時間	人	時間	人	日
地域密着型特定施設入所者生活介護		人以上	時間	人	時間	人	日
病 院			時間	人	時間	人	日
養護老人ホーム			時間	人	時間	人	日

※ 「交付申請額」欄は、本確認書を添付する介護人材夜勤手当支援事業補助金請求申請書(様式第6号)又は介護人材夜勤手当支援事業補助金精算申請兼実績報告書(様式第7号)と一致すること。

※ 勤務時間帯等が異なる場合は、事業所毎に記載し添付すること。この際の交付申請額は、それぞれの確認書毎の金額を記載すること。